

燕市一般不妊治療費助成事業

のご案内



燕市では、不妊症の悩みを抱えているご夫婦が、少しでも早く医療機関に相談し、適切な治療に結びつくことができるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。

申請には、領収書・診療明細書が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。



一般不妊治療費助成事業

R2.4.1～助成拡充しました

1. 対象者

- ・法律上の夫婦で、夫婦いずれか一方または両方が申請日において燕市に住所を有している
- ・夫婦いずれか一方または両方が不妊治療の受診日において燕市に住所を有している
- ・市税等の未納がない

2. 対象となる検査・治療

- ・治療・・・タイミング療法、排卵誘発法、人工授精 などの医師が不妊治療と認めるもの
- ・検査・・・不妊原因検査、排卵時期検査 などの医師が不妊検査と認めるもの
- ※ 特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）、入院費、食事料、文書料、消費税は対象外です。
- ※ 平成29年4月1日からの、医療保険適用及び適用外の両方が対象となります。
- ※ 夫の検査・治療も対象です。

3. 助成額

平成29年4月1日から令和2年3月31日までの治療分

一般不妊治療費のうち自己負担額の2分の1（上限10万円、100円未満切り捨て）

令和2年4月1日以降の治療分 ※ ただし助成総額50万円まで

初診日から1年以内 : 自己負担額の全額（夫婦ともに検査をしている場合のみ）

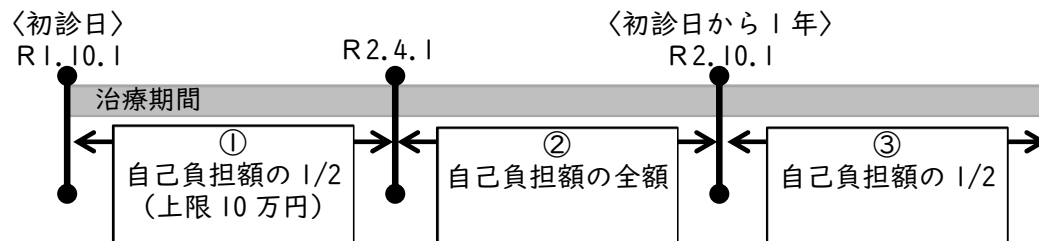
初診日から2年目以降 : 自己負担額の2分の1（年間支給上限なし、100円未満切り捨て）

4. 申請回数

- ・1年度（※）1回の申請で、通算5回まで
- ・治療した回数にかかわらず1回分として申請できます。（年度を越えての申請可）
- ・治療が終了した場合や、自己負担額が20万円を超えた場合には随時申請できます。
- ※ 「1年度」とは4月1日から翌年3月31日までの期間です。

対象期間	助成額	助成上限額	助成回数	年齢制限
① ~R2.3.31 治療分	自己負担額の1/2	上限10万円	1年度1回、 通算5回まで	なし
② 初診日から1年間 ※R2.4.1 治療分～	自己負担額の全額 ※夫婦ともに検査 が必要	なし ※助成総額50万円 まで		
③ 初診日から2年目以降	自己負担額の1/2			

助成 イメージ



5. 手続きの流れ



3 必要書類

【一般不妊治療費助成】

- 燕市不妊治療費助成事業申請書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業請求書 ※
- 燕市不妊治療費助成事業受診等証明書 ※
- 領収書・診療明細書
- 申請者名義の通帳又は通帳の写し
- 印鑑

※ 必要書類については、窓口でお渡しできるほか、燕市ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.city.tsubame.niigata.jp/welfare/015001006.html>)

3 助成決定等

承認・不承認 ⇒ 後日通知でお知らせします。

助成金の振込 ⇒ 指定の口座に申請の2か月前後で振り込みます。

【申請・お問い合わせ先】 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所健康づくり課健康推進係(1階17・18番窓口)
☎ 0256-77-8182(直通)